

【公開版】

提出年月日	令和2年3月13日 R12
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第14条：安全避難通路等

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

1. 2 要求事項に対する適合性

2. 規則への適合性

2. 1 規則への適合性

3. 気象等

4. 設備等

4. 1 安全避難通路等の概要

4. 2 設計方針

4. 2. 1 安全避難通路等の設計方針

4. 2. 2 主要設備の仕様

4. 2. 3 可搬型照明の設計方針

4. 2. 4 照明設備の主要設備

2 章 補足説明資料

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1. 1 要求事項の整理

安全避難通路等について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第 14 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。

(第 1 表)

第1表 事業指定基準規則第14条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1 / 3)

事業指定基準規則 第14条 (安全避難通路等)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第14条の規定は、設計基準において想定される事象に対して再処理施設の安全性が損なわれない(安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。)ために必要な重大事故等対象施設、設備等への措置を含む。</p>	<p>(指針18)</p> <p>3. 再処理施設は、通常照明用電源喪失時においても、その機能を失うことのない照明を設備し、かつ、単純、明確、永続性のある標識のついた安全避難通路を有する設計であること。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業指定基準規則第14条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2 / 3)

事業指定基準規則 第18条 (計測制御系統施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>二 照明の電源が喪失した場合においても機能を失わない避難用の照明</p> <p>(解釈) 2 第2号に規定する「照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明」とは、その電力が非常用電源から供給される照明装置又は電源を内蔵した照明装置をいう。</p>	<p>(指針18) 3. 再処理施設は、通常照明用電源喪失時においても、その機能を失うことのない照明を設備し、かつ、単純、明確、永続性のある標識のついた安全避難通路を有する設計であること。</p>	<p>変更無し</p>

第1表 事業指定基準規則第14条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3 / 3)

事業指定基準規則 第18条 (計測制御系統施設)	再処理施設安全審査指針	備 考
<p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>(解釈)</p> <p>3 第3号に規定する「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となる照明のことをいい、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明（可搬型）による対応を含むものとする。</p>		追加要求事項

1. 2 要求事項に対する適合性

安全避難通路等についての設計に係る基本方針を以下のとおりとする。

再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。

設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。設計基準事故に対処するために、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置し、運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。

これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設、設備等への措置を含める。

2. 規則への適合性

「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」第14条では，以下の要求がされている。

(安全避難通路等)

第十四条 再処理施設には，次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

2.1 規則への適合性

第1項第1号について

再処理施設の建屋内及びその他の人が立ち入る区域には，安全避難通路を設ける設計とする。また，安全避難通路には，必要に応じて，単純，明確，永続性のある標識並びに誘導灯及び非常灯を設け，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。

【補足説明資料 1-3】

第1項第2号について

再処理施設には，照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明として，誘導灯及び非常灯を設ける設計とし，誘

導灯及び非常灯は、事業所内のディーゼル発電機、灯具に内蔵した蓄電池からの給電により、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわない設計とする。

【補足説明資料 1-3】

第1項第3号について

再処理施設には、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける設計とする。

再処理施設としては、設計基準事故が発生した場合において、再処理施設の状態を監視及び制御するために必要な中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下、「制御室」という。）には、運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設ける設計とし、必要な操作が確実に行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。

中央制御室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように 6.9kV 非常用主母線に接続し、第2非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

中央制御室の直流非常灯は、第2非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。

中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開

始される前までの間、点灯可能な内蔵蓄電池を備える設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように6.9kV 非常用母線に接続し、第1非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯は、第1非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわない設計とする。

また、現場作業の緊急性との関連において、設計基準事故の収束後の火災の鎮火確認や漏えい液の回収システムのライン形成を行う場合など、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、初動操作に対応する運転員が滞在している制御室に配備する可搬型照明を活用する設計とする。

これらの作業用の照明により、設計基準事故等で操作が必要となる場所及びそのアクセスルートの照明を確保でき、昼夜及び場所を問わず、再処理施設で事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となる設計とする。

【補足説明資料 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6】

3. 気象等

該当なし

4. 設備等

4.1 安全避難通路等の概要

再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。

設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。設計基準事故に対処するために、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下、「制御室」という。）には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置し、運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。

これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設、設備等への措置を含める。

【補足説明資料 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6】

4.2 設計方針

4.2.1 安全避難通路等の設計方針

- (1) 再処理施設には、人の立ち入る区域から出口までの通路、階段及び踊り場を安全避難通路として設定し、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。

避難用の照明として誘導灯及び非常灯を設ける設計とする。誘導灯及び非常灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

【補足説明資料 1-3】

- (2) 再処理施設には、設計基準事故等が発生した場合に用いる照明として、次のような作業用の照明を設ける設計とする。また、以下の作業用の照明により、設計基準事故等で操作が必要となる場所及びそのアクセスルートの照明を確保でき、昼夜及び場所を問わず、再処理施設で事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となる設計とする。

設計基準事故の短時間の全交流動力電源喪失時において、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、必要な電力の供給が非常用ディーゼル発電機から開始される前（30分）までの間、点灯可能なように非常用蓄電池及び内蔵型蓄電池から電力を供給できる設計とする。

全交流動力電源喪失時において、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前（2時間）までの間、点灯可能なように非常用蓄電池及び内蔵型蓄電池から電力を供給できる設計とする。

- a. 設計基準事故等の対処のために制御室で行う作業に用いる照明として、中央制御室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した

場合においてもその機能を損なわないように 6.9 k V 非常用主母線に接続し、第 2 非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

中央制御室の直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までに必要な作業を実施する際の照明として設置する。

直流非常灯は、直流電源設備(第 2 非常用蓄電池)に接続し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。

蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な内蔵蓄電池を備える設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転保安灯は、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように 6.9 k V 非常用母線に接続し、第 1 非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯は、全交流動力電源喪失時から設計基準事故等に対処するために必要な電力の供給が開始されるまでに必要な作業を実施する際の照明として設置する。

直流非常灯は、直流電源設備(第 1 非常用蓄電池)に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわない設計とする。

運転保安灯及び直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、設計基準

事故等が発生した場合に必要な操作が行える照度（JIS Z 9110 75～150 lx）を有する設計とする。

- b. 設計基準事故等において、想定外の警報発報で現場作業が必要となった場合及びそのアクセスルートについては、制御室に配備している可搬型照明を活用する。

【補足説明資料 1-2, 1-5, 1-6】

4.2.2 主要設備の仕様

照明設備の設備仕様を第9.2-6表に示す。

第9.2-6表 照明設備の主要設備の仕様

項目	誘導灯	非常灯	運転保安灯	直流非常灯	蓄電池内蔵型照明
電源電圧	交流 105V	交流 105V	交流 210V	直流 110V	交流 210V
停電時供給電源	蓄電池 (内蔵)	蓄電池 (内蔵)	460V非常用母線	非常用 直流電源設備	蓄電池 (内蔵)
用途	避難用 (消防法)	避難用 (建築基準法)	制御室*での 運転監視用	制御室*での 初動対応用	中央制御室での 初動対応用

【補足説明資料 1-3, 1-4】

注) *印の制御室は、中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室である。

4.2.3 可搬型照明の設計方針

現場作業の緊急性との関連において、設計基準事故の収束後の火災の鎮火確認や漏えい液の回収系統のライン形成を行う場合など、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、初動操作に対応する運転員が滞在している制御室に配備する可搬型照明を活用する。

可搬型照明の保管場所、数量及び仕様の（例）を第4-2-3図に示す。

(1) LEDヘッドランプ（例）



<仕様等（例）>	
明るさ	80 l m
電源	単4乾電池 3本
連続使用時間	10時間以上
重量	135 g
個数	約110個※
保管箇所	中央制御室など

※数量は、個人配布分等を除く。

(2) LEDバッテリーライト（例）



<仕様等（例）>	
明るさ	3000 l m
電源	蓄電池
連続使用時間	10時間
充電時間	8時間
重量	8.8kg
台数	約60台
保管箇所	緊急時対策所など

第4-2-3図 可搬型照明の保管場所、数量及び仕様（例）

4.2.4 照明設備の主要設備

(1) 誘導灯

消防法で規定される避難口及び避難通路には、避難用の照明として、誘導灯を設ける設計とする。誘導灯は、460V 運転予備用母線又は460V 常用母線（ただし、非常用電源建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設においては460V 非常用母線）から変圧器を通して105V で受電し、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

(2) 非常灯

建築基準法で規定される居室、居室から地上へ至る通路、階段及び踊り場には、避難用の照明として、非常灯を設ける設計とする。非常灯は、460V 運転予備用母線又は460V 常用母線（ただし、非常用電源建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設においては460V 非常用母線）から変圧器を通して105V で受電し、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

(3) 運転保安灯

制御室には、運転保安灯を設ける設計とする。運転保安灯は、460V 非常用母線から変圧器を通して210V で受電し、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。

(4) 直流非常灯

制御室には、直流非常灯を設ける設計とする。直流非常灯は、非常用直流電源設備（非常用蓄電池）に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわないように自動点灯する設計とする。

(5) 蓄電池内蔵型照明

中央制御室には、蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。蓄電池内蔵型照明は、蛍光灯に蓄電池を内蔵した照明で、460V非常用母線に接続し、設計基準事故の短時間の全交流動力電源喪失時に設計基準事故等に対処するために必要な電力の供給が非常用ディーゼル発電機から開始される前までの間、又は全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、内蔵蓄電池の電力で点灯する設計とする。

【補足説明資料 1-3, 1-4】

2 章 補足説明資料

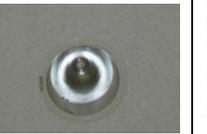
第14条:安全避難通路等

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	事業指定基準規則第14条と許認可実績・適合方針との比較表	11/15	2	削除
補足説明資料1-2	設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用電源の設計基本方針	11/21	4	別添資料-1 第十四条:安全避難通路等
補足説明資料1-3	照明の種類, 給電元及び設置場所	<u>3/13</u>	<u>5</u>	別添資料-1 第十四条:安全避難通路等
補足説明資料1-4	作業用照明電源系統図及び作業用照明配置図	<u>3/13</u>	<u>6</u>	別紙-2 安全避難通路等
補足説明資料1-5	運用, 手順説明資料	11/21	5	別紙-3 運用, 手順説明資料
補足説明資料1-6	作業用照明が必要となる作業場所について	12/10	5	新規作成
補足説明資料1-7	新規制基準適合申請に係る再処理施設追加設備の安全避難通路等について(事業指定基準規則第14条への適合性)	<u>3/13</u>	<u>5</u>	新規作成

補足説明資料 1 - 3 (1 4 条)

補足説明資料 1-3 照明の種類，給電元及び設置場所

第 1 - 3 - 1 表 照明の種類，給電元及び設置場所

項目	避難用		作業用		
	誘導灯	非常灯	運転保安灯	直流非常灯	蓄電池内蔵型照明
イメージ					
停電時の給電	内蔵蓄電池 + 非常用又は 運転予備用 ディーゼル発電機	内蔵蓄電池 + 非常用又は 運転予備用 ディーゼル発電機	非常用ディーゼル 発電機	非常用蓄電池 + 非常用ディーゼル 発電機	内蔵蓄電池 + 非常用ディーゼル 発電機
蓄電池による点灯継続時間	20 分以上	30 分以上	—	2 時間*	2 時間*
設置場所	・再処理施設内	・再処理施設内	・中央制御室 ・使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設の制御室	・中央制御室 ・使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設の制御室	・中央制御室 (中央安全監視室)
用途	消防法に基づき設 置（避難誘導用）	建築基準法に基づ き設置（避難用）	制御室における設 計基準事故の対処 用のために設置	全交流動力電源喪 失時の保安のため に設置	全交流動力電源喪 失時の保安のため に設置

- ・再処理施設内の安全避難通路は，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる避難用の照明として，以下に準拠した蓄電池内蔵の非常灯及び誘導灯を設置する。
非常灯：建築基準法施行令第 126 条の四，五及び昭和 45 年建設省告示第 1830 号
誘導灯：消防法施行令第 26 条及び消防法施行規則第 28 条の三
非常灯の蓄電池は，昭和 45 年建設省告示第 1830 号に準拠し 30 分以上，誘導灯については消防法施行規則第 28 条の三に準拠し 20 分以上点灯できる容量を有するものとする。
- ・非常灯については建築基準法施行令第百二十六条の五にて定める床面において 1 ルクス以上の照度を確保できる設計とし，作業用の照明については，JIS Z 9110 照明基準総則で定める工場の照度基準（作業）75～150lx を満足するように配置する。（別紙参照）

※ 設計基準事故の短時間の全交流動力電源喪失時において，直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は，必要な電力の供給が非常用ディーゼル発電機から開始される前（30 分）までの間，点灯可能なように非常用蓄電池及び内蔵型蓄電池から電力を供給できる設計とする。

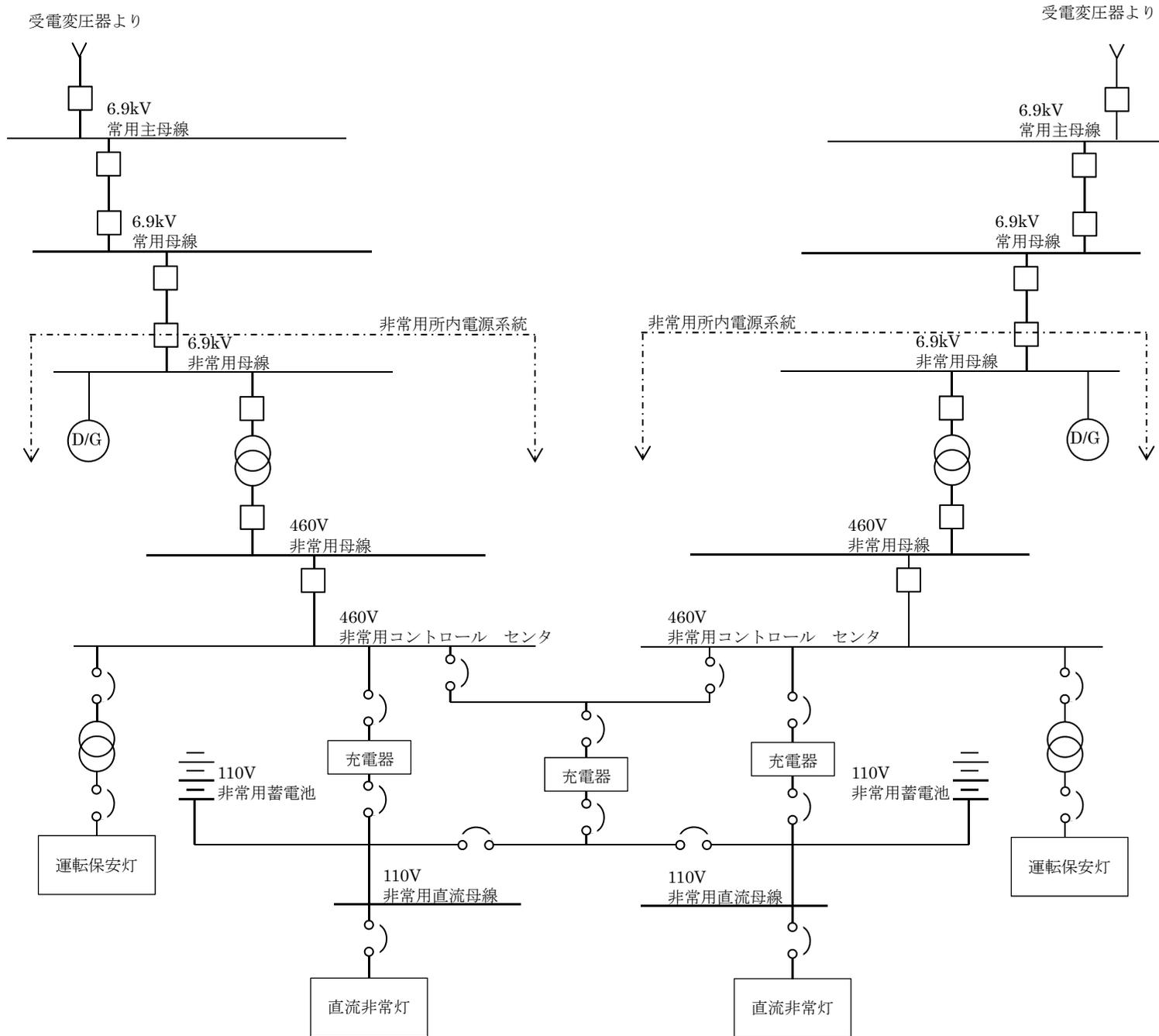
全交流動力電源喪失時において，直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は，全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前（2 時間）までの間，点灯可能なように内蔵型蓄電池から電力を供給できる設計とする。

付表 2 工場

照 度 lx	場 所	作 業
3 000-		
2 000-	○制御室などの計器盤及び制御盤	精密機械、電子部品の製造、印刷工場での極めて細かい視作業、例えば、 ○組立 a、○検査 a、○試験 a、○選別 a、○設計、○製図
1 500-		
1 000-	設計室、製図室	繊維工場での選別、検査、印刷工場での植字、校正、 化学工場での分析など細かい視作業、例えば、 ○組立 b、○検査 b、○試験 b、○選別 b
750-		
500-	制御室	一般の製造工程などでの普通の視作業、例えば、 ○組立 c、○検査 c、○試験 c、○選別 c、○包装 a、 ○倉庫内の事務
300-		
200-	電気室、空調機械室	粗な視作業、例えば、 ○限定された作業、 ○包装 b、○荷造 a
150-		
100-	出入口、廊下、通路、 階段、洗面所、便所、 作業を伴う倉庫	ごく粗な視作業、例えば、 ○限定された作業、 ○包装 c、○荷造 b、c
75-		
50-	屋内非常階段、倉庫、屋外動力設備	○荷積み、荷降ろし、荷の移動などの作業
30-		
20-	屋外(通路、構内警備用)	
10-		

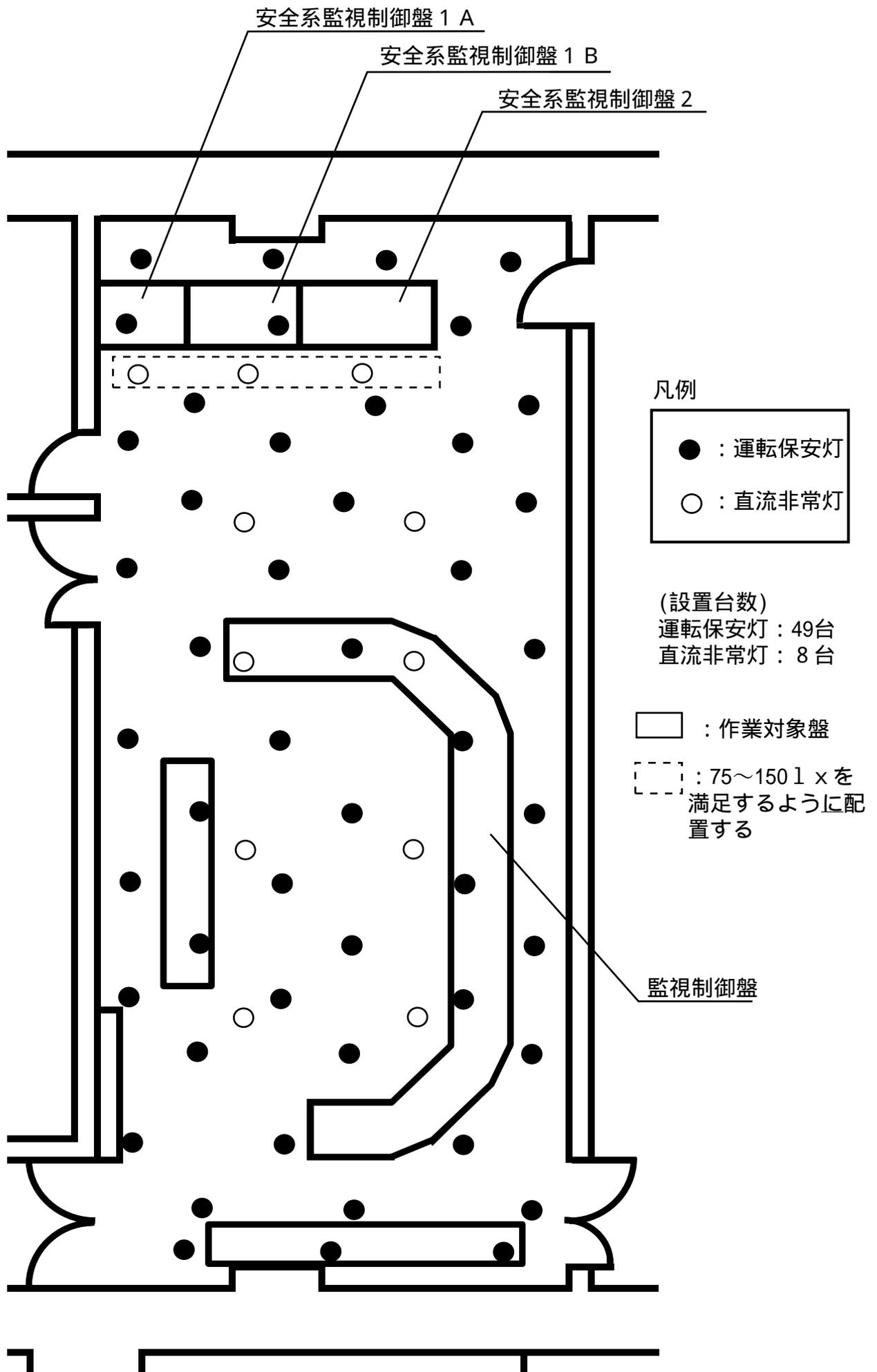
- 備考 1. 同種作業名について見る対象物及び作業の性質に応じ次の三つに分ける。
- (1) 付表中の a は細かいもの、暗色のもの、対比の弱いもの、特に高価なもの、衛生に関係ある場合、精度の高いことを要求される場合、作業時間の長い場合などを表す。
 - (2) 付表中の b は (1) と (3) の中間のものを表す。
 - (3) 付表中の c は粗いもの、明色のもの、対比の強いもの、かんじょうなもの、さほど高価でないものを表す。
2. 危険作業のときは、2 倍の照度とする。

補足説明資料 1 - 4 (1 4 条)



- 【凡例】
- (D/G) : 第1非常用ディーゼル発電機
 - ⊗ : 変圧器
 - : 遮断器
 - : 配線用遮断器

第 1 - 4 - 3 図 作業用照明電源系統図 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)



第 1 - 4 - 4 図 制御室作業用照明配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)

補足説明資料 1 - 7 (1 4 条)

補足説明資料 1-7 新規制基準適合申請に係る再処理施設追加設備の安全避難通路等について（事業指定基準規則第 14 条への適合性）

1. 概要

「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」第十四条（安全避難通路等）第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』について，緊急時対策建屋及び重大事故に対処するために必要な資機材の保管場所である保管庫及び簡易倉庫としては，人の立ち入る区域から出口までの通路，階段及び踊り場を安全避難通路として設定し，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。

「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」第十四条（安全避難通路等）第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』について，緊急時対策建屋及び保管庫及び簡易倉庫としては，避難用の照明として誘導灯及び非常灯を設ける設計とし，誘導灯及び非常灯は，外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。

なお，緊急時対策建屋は，作業用の照明として運転保安灯を設ける設計とする。

2. 安全避難通路について

緊急時対策建屋及び保管庫及び簡易倉庫の安全避難通路は，その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる避難用の照

明として、以下に準拠した蓄電池内蔵の非常灯及び誘導灯を緊急時対策建屋及び保管庫及び簡易倉庫に設置する。

非常灯：建築基準法施工令第 126 条の四，五及び昭和 45 年建設省告示第 1830 号

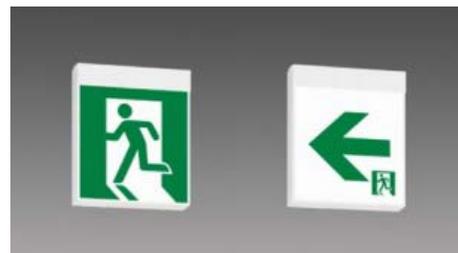
誘導灯：消防法施工令第 26 条及び消防法施工規則第 28 条の三

非常灯の蓄電池は，昭和 45 年建設省告示第 1830 号に準拠し 30 分以上，誘導灯については消防法施工規則第 28 条の三に準拠し 20 分以上点灯できる容量を有するものとする。

避難用の照明装置の例を，各々第 1－7－1 図に示す。



非常灯



避難口誘導灯及び通路誘導灯
(廊下・通路)

第 1－7－1 図 避難用の照明装置（例）

3. 外部からの電源が喪失した場合に用いる作業用の照明について

緊急時対策建屋の運転保安灯については，外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように，緊急時対策建屋用発電機から電力を供給する設計とし，外部からの電源が喪失した場合においても操作が必要となる場所及びそのアクセスルートの照明を確保でき，昼夜及び場所を問わず，緊急時対策建屋で作業が可能となる設計とする。

作業用の照明装置の例を第 1－7－2 図に示す。緊急時対策建屋の作業用照明電源系統図を第 1－7－3 図に示す。また，避難用照明の配置

図を第1-7-4～10 図に示す。また、緊急時対策建屋の作業用照明配置図を第1-7-11 図に示す。

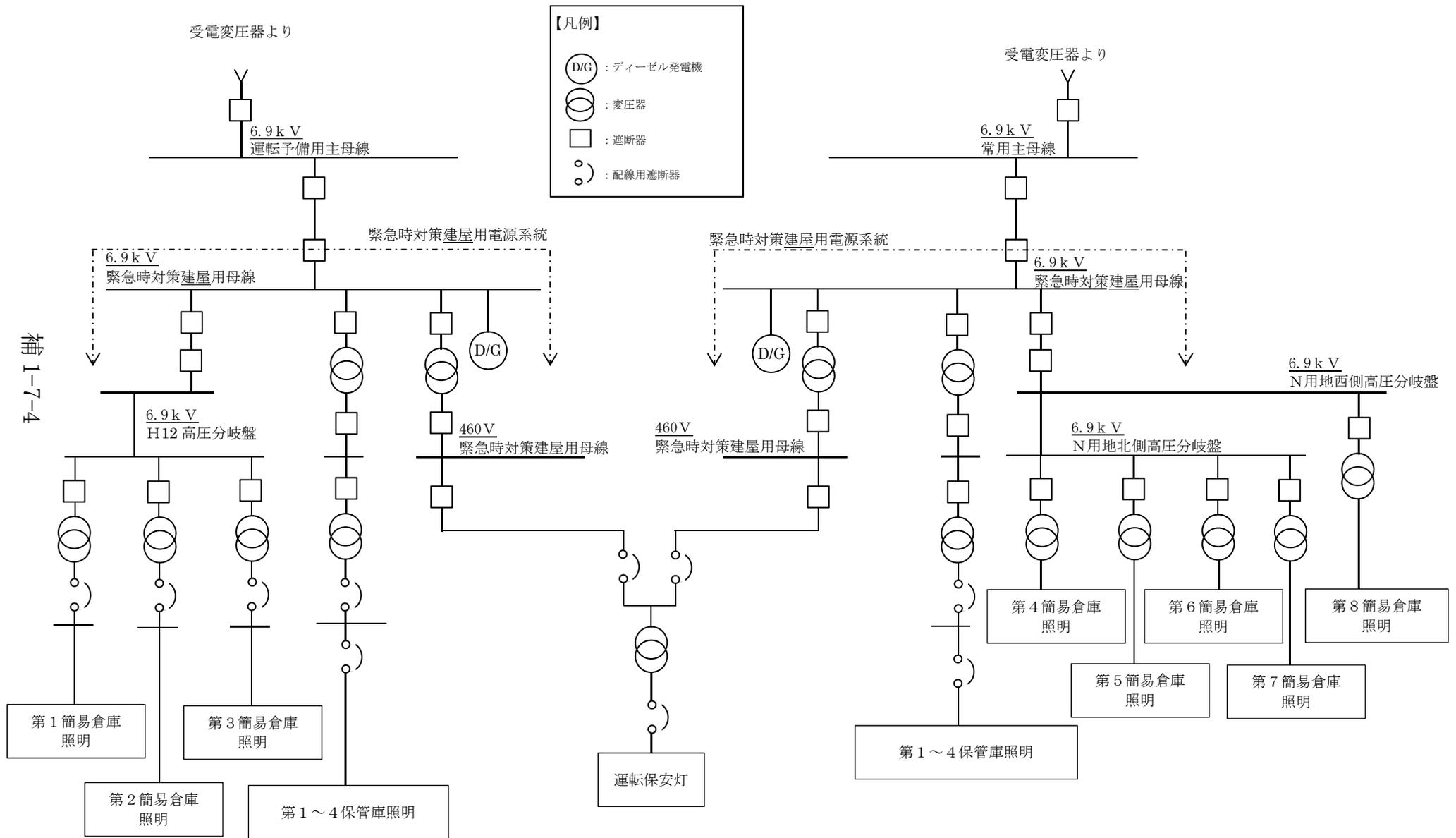


運転保安灯

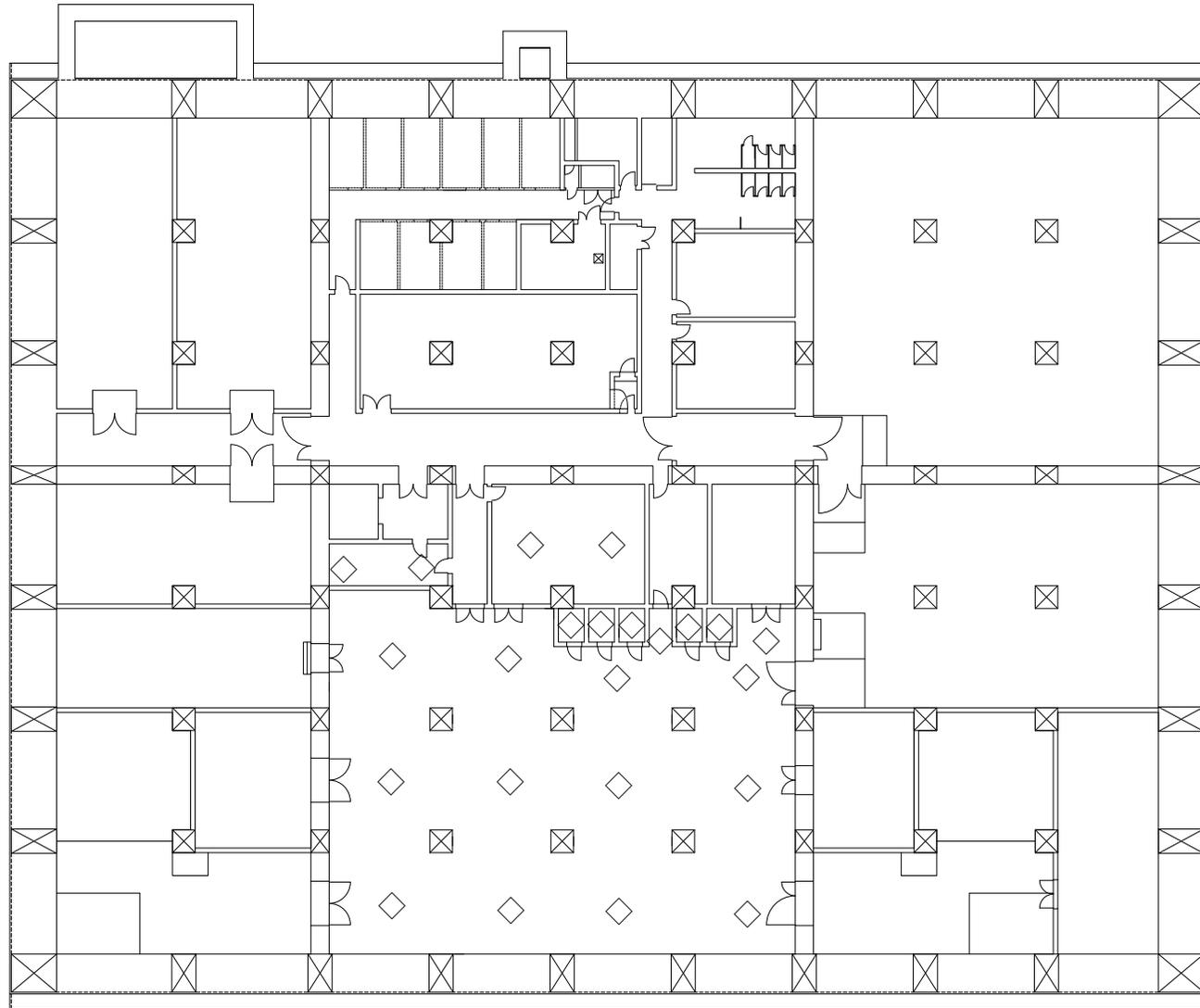


可搬型照明

第1-7-2 図 作業用の照明装置 (例)



第1-7-3図 作業用照明電源系統図（緊急時対策建屋）



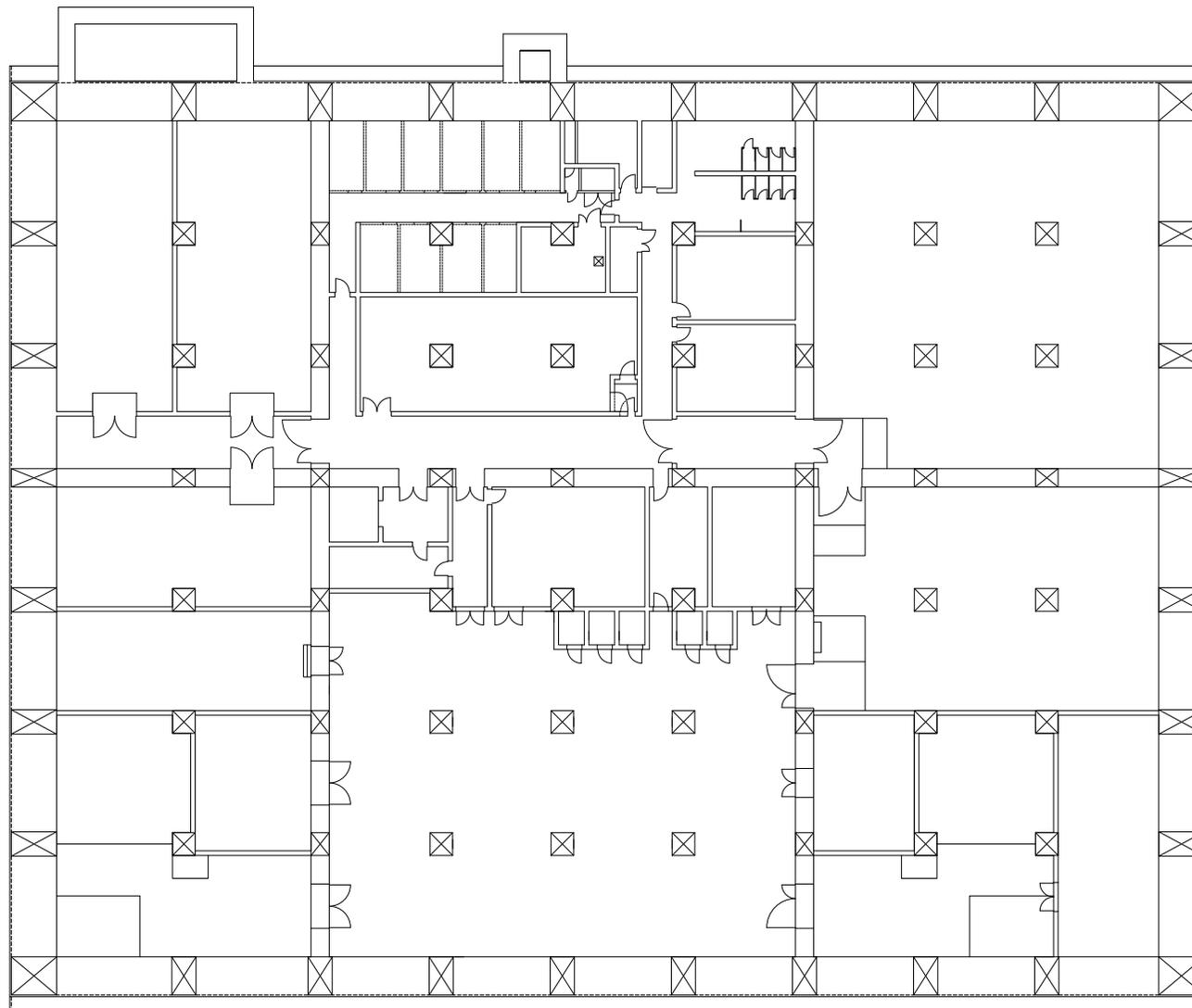
凡例

：非常灯

(設置台数)

非常灯：23台
(階段室の非常灯は誘導灯と兼用)

第 1 - 7 - 4 図 避難用照明配置図 (非常灯) 緊急時対策建屋 地下 2 階



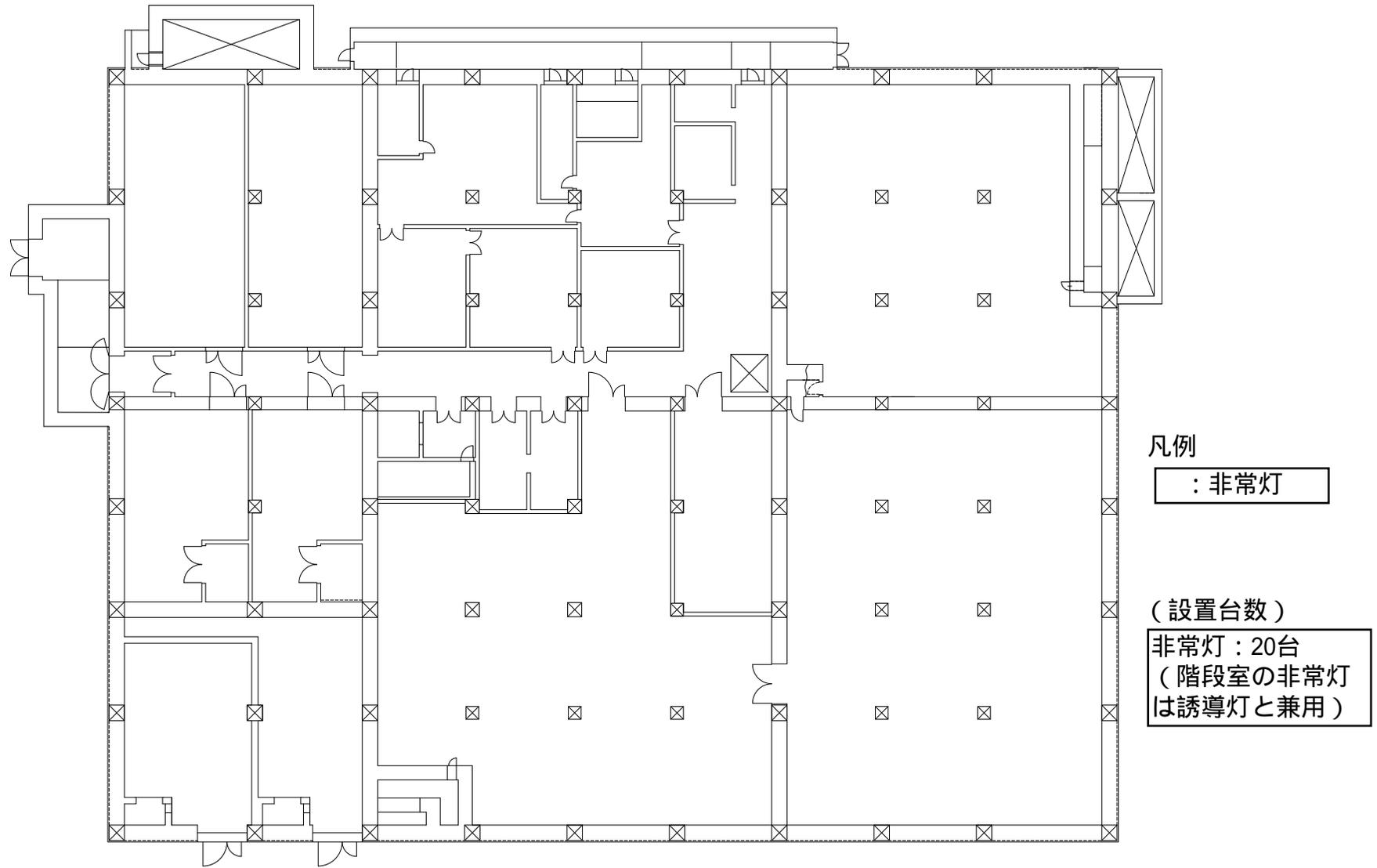
凡例

□ : 誘導灯

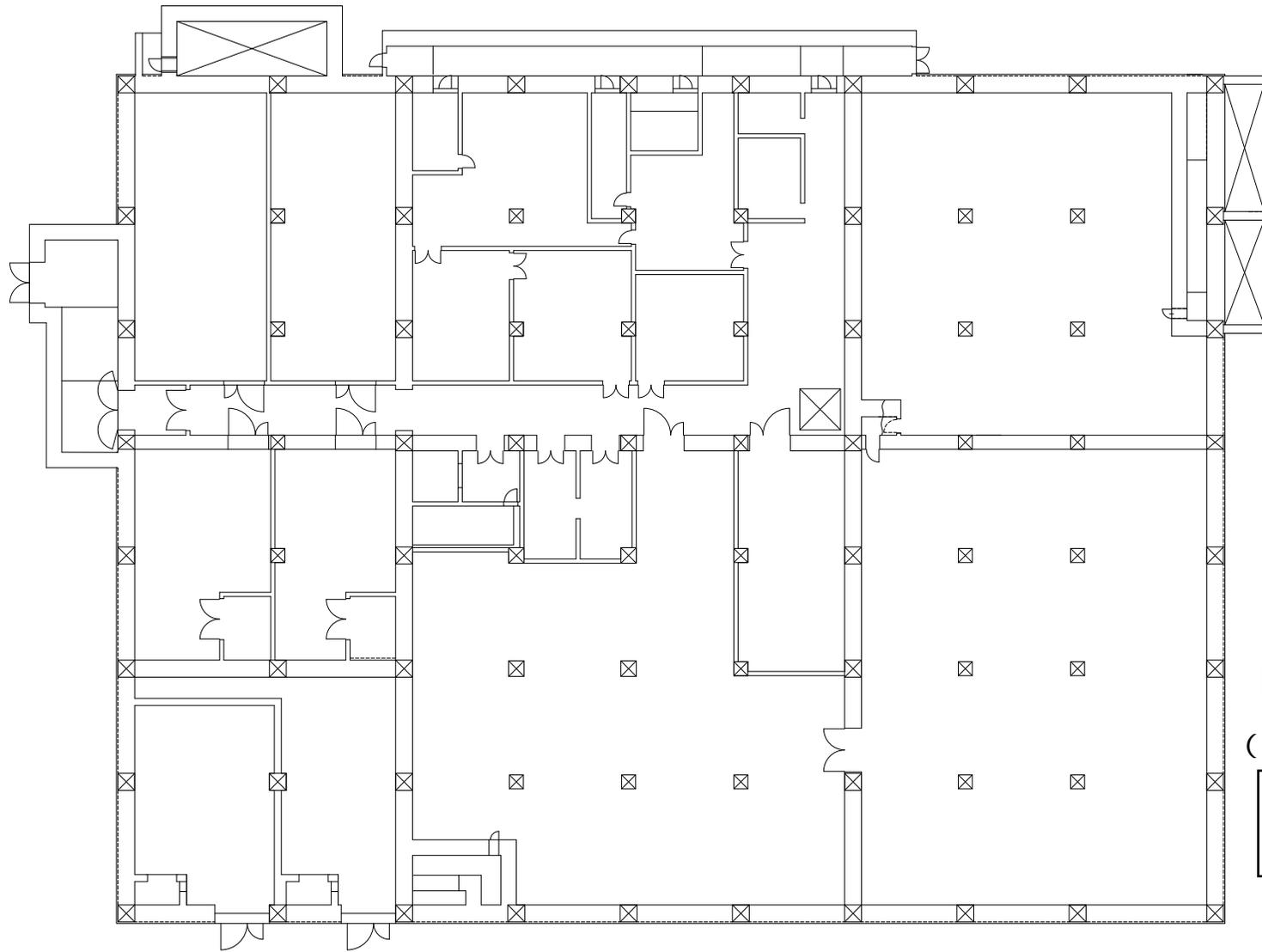
(設置台数)

誘導灯：7台
(階段室の誘導灯
は非常灯と兼用)

第 1 - 7 - 5 図 避難用照明配置図 (誘導灯) 緊急時対策建屋 地下 2 階



第 1 - 7 - 6 図 避難用照明配置図 (非常灯) 緊急時対策建屋 地上 1 階



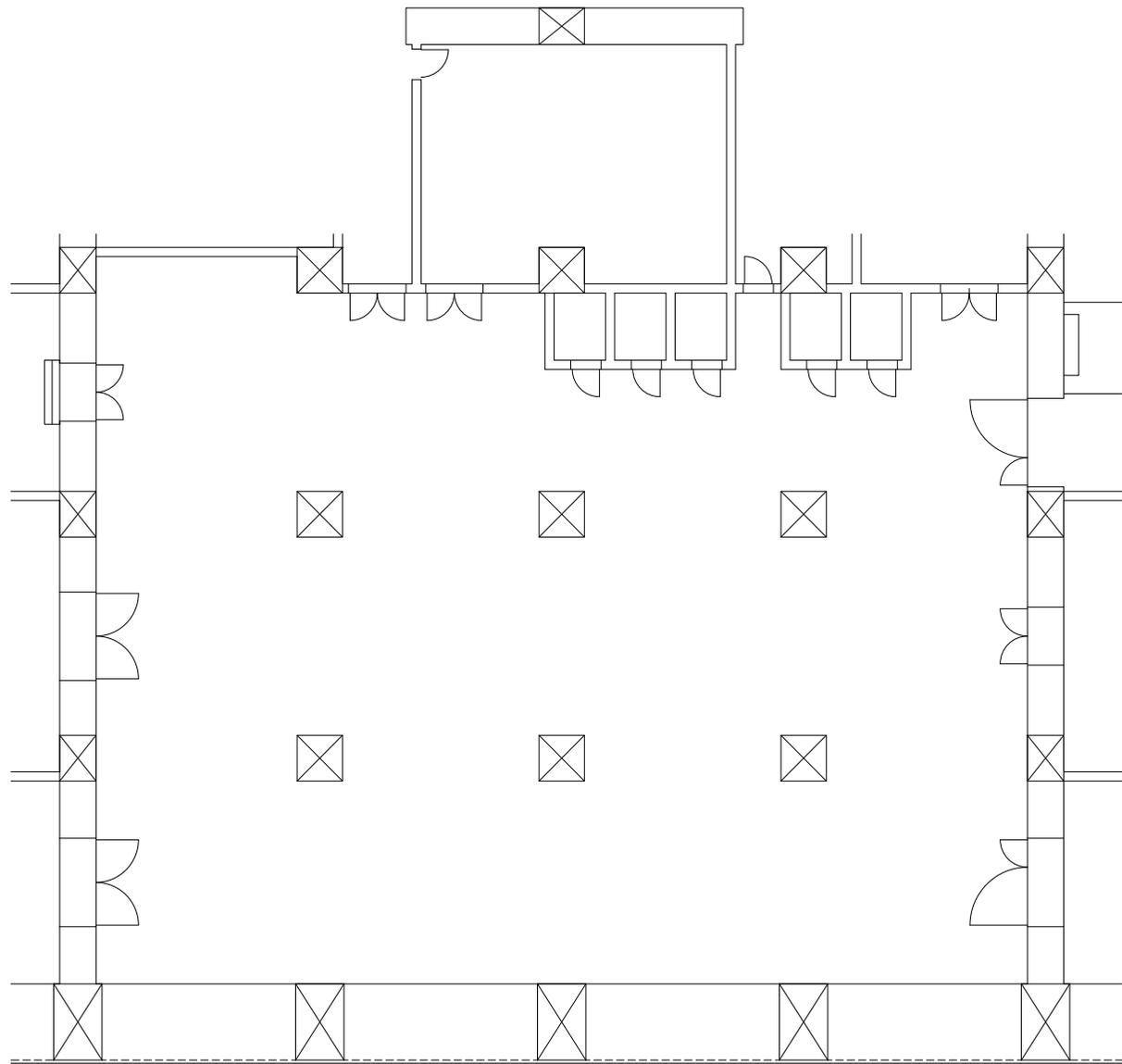
凡例

：誘導灯

(設置台数)

誘導灯：13台
(階段室の誘導灯は非常灯と兼用)

第1-7-7図 避難用照明配置図(誘導灯) 緊急時対策建屋 地上1階



凡例

□ : 運転保安灯

(設置台数)

運転保安灯 : 76台

第 1 - 7 - 11 図 作業用照明配置図 緊急時対策建屋

